

平成20年3月11日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	10 番	橋 川	宏 彰
2 番	松 尾	勝 利	11 番	中 西	裕 司
3 番	松 本	末 治	12 番	谷 口	良 隆
4 番	光 武	学	13 番	小 池	幸 照
5 番	馬 場	勉	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏
9 番	水 頭	喜 弘			

2. 欠席議員

6 番 森 田 和 章

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部	唐	島		稔
市	民部	北	村	建	治
産	業部	山	本	克	樹
建	設環境部	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課	北	村	和	博
企	画課	竹	下		勇
総	務課	北	御門	敏	則
財	政課	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局	長	中	村	和	典
税	務課	武	藤	竹	美
福	祉事務所	迎		和	泉
保	険健康課	岩	田	輝	寛
農	林水産課	平	石	和	弘
商	工観光課	福	岡	俊	剛
都	市建設課	田	中	敏	男
環	境下水道課	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課	松	浦		勉
水	道課	藤	家	敏	昭
教	育	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館	中	川		宏
同	和对策課長兼生涯学習課	関		正	和
農	業委員会事務局	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成20年3月11日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第12号 市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案第13号 鹿島市ふるさと人材育成支援基金条例の制定について（大綱質疑、常任委員会付託）
- 日程第3 議案第14号 鹿島市重度心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第15号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第16号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第17号 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第18号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例及び鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第19号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第20号 鹿島市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

お諮りします。議案第12号及び議案第14号から議案第28号までの16議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第12号及び議案第14号から議案第28号までの16

議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第1 議案第12号

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1．議案第12号 市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

おはようございます。議案第12号 市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きください。

これは、今回発覚いたしました固定資産税の一連の課税誤りに対する管理責任の所在を明らかにすべく、市長、副市長の給料の減額について提案いたすものでございます。

内容であります。市長につきましては、平成20年4月から6月までの3カ月間、給料月額100分の7、金額として54,460円、副市長につきましても、同じく4月から6月までの3カ月間、給料月額100分の7、金額にして44,170円をそれぞれ減額いたすものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

質問をいたします。

今までの職員なり市長なりの、それぞれの何らかの形の責任のとり方というのはいっぱいあるんですが、自分の報酬から100分の7、7%カットだというふうな形ですね。するかせんかという問題ですね。どの時点でどういう形の処分の仕方があると思うんですね。ただ、今回は給与からのカットということなんですが、7%という根拠と申しますか、いわゆるカットする場合のパーセンテージのあり方についても何らかの形での軽い重いとか、そういう判断があるのかどうか。いわゆる7%という基準がどうふうな基準の根拠になっておるのか御質問を申し上げたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

減額の基準について、どういうふうにして、何かあるのかということの御質問だと思えますけれども、今回の100分の7につきましては、嬉野市が同様のようことがあっております。それで、嬉野市が100分の5、3カ月間ということでしたので、それを基準として、鹿

島市では2%多くしておりますけれども、これについては2つの課税誤りがあったということで、そういうことで今回100分の7ということでしております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

嬉野市に同じような事例があってということですかね。それが100分の5だったから、100分の7にしたというようなことなんですね。

市長、本当に大変だと思うんですね、市長も副市長も。その都度、その都度いろんな形で責任をとらないかんというのがあって、本当にどういう形で、責任のとり方というのはいっぱいあると思うんですが、非常に大変だと思います。ただ、この基準は、前例といいますか、嬉野市にならうというようなことで今の発言だと思いますが、やはりもう少し、まあ前例がないほうがいいわけであって、前例がたくさんあるとそれぞれの基準が出てくるんでしょうけれども、そういうことを含めて、なるべく合理的な理由といいますか、そういうのがはっきりできれば私たちのほうも理解しやすいかなというふうに思いますので、今回の質問をいたしました。

何かありましたら、お願いします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

いろいろな議論は懲罰委員会といいますか、そういうことでしてもらいますが、決定は、市長の懲罰に関することは市長みずからがするんです。これはその委員会から命令されてとか、そこで結論を出すという、こういう筋合いのものではありません。市長の責任は、市長みずからがやると。したがって、先ほど説明しましたのは、私が嬉野はどんくらいやったかないと。それから、今度、うちはもういっちょあったけんねという、そういう順序で私が考えたということでもあります。

副市長については、私は言っていたんです。それこそ、もうかなり前から、二、三十年前からのことですので、これをいちいち普通の職員の責任を問うていたら、もうずっとこれはさかのぼってやらにゃいかんから、これはもう市長が一括して責を負うというふうなことでやりたいということをおっしゃっていましたが、副市長のほうから、いや内部の事務的なことについては自分も責任が大いにあるから、ぜひ自分にもという話がありましたので、そうですかと、副市長がみずからそうおっしゃられればそうしましょうということで、今回の決定になったわけでもあります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第12号 市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第13号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2．議案第13号 鹿島市ふるさと人材育成支援基金条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

それでは、議案書の11ページ目をお開きください。

議案第13号 鹿島市ふるさと人材育成支援基金条例の制定について御説明をいたします。

提案理由として、市内企業から本市の青少年育成事業に資するため指定寄附を受けたので、この案を提案するものでございます。

12ページ目をお開きください。

条例案でございます。

それでは、まず条例案の説明の前に、この議案の提出に至るまでの経過を御説明いたします。

昨年、9月20日に本市に立地いたします、大型船舶エンジンの部品メーカー東亜工機株式会社様から30,000千円の指定寄附をいただきました。御寄附の趣旨は、鹿島市の未来を担う小・中学生など、青少年の人材育成事業を支援し、本市の市勢発展に資するというものでございます。

市としては、民間の有識者を交え、委員会を設けまして、寄附金の利活用の基本的な方向性を御検討いただきました。その結果、東亜工機株式会社様の意向、委員の皆様の見解を集約し、新たな基金を設置する条例案の提出に至ったものでございます。

それでは、12ページ目をごらんください。

条例案の主な内容につきまして御説明をいたします。

まず、1条、基金の設置の目的でございます。

「本市における個性豊かで多様な人材の育成事業を支援し、活力ある地域づくりに資するため、東亜工機株式会社からの寄附金を基金設置の原資とし、鹿島市ふるさと人材育成支援基金を設置する」というものでございます。

まず、この1条では、目的と同時に、委員の皆様のご意向を受けまして、東亜工機株式会社という名称を明記いたしました。

2条は積み立ての方式でございます。

この積み立ての方式は、一般会計予算を通じて積み立てを行う積立基金の方式といたします。

また、2号に示しておりますように、この基金の趣旨に賛同する者から寄附があった場合は、予算に計上して積み立てるものとしております。

6条の処分をごらんください。

基本的な事業目的を2項目にわたり明記をしております。

まず、1号、1項目ですが、「本市における多様な自然・歴史・伝統文化・産業等を活かした地域づくりを行うことを目的とした人材育成事業を行うとき。」、2号として、「市長が前号の規定に順ずると認めるとき。」、以上のようなときにこの基金を利用して、事業を実施するものとしております。

なお、具体的な事業につきましては、平成20年度の6月以降の補正予算で御提案する予定でございます。

以上で説明を終わりますが、財政事情が非常に厳しい中、多額の御寄附をいただきました東亜工機様には改めて深くお礼を申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第13号は、会議規則第36条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託いたします。

日程第3 議案第14号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3. 議案第14号 鹿島市重度心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

議案の説明をしたいと思います。

議案書の14ページ、15ページを参考にごらんいただきたいと思います。

議案第14号 鹿島市重度心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例について提案を申し上げます。

この条例につきましては、昭和49年4月1日から施行されたもので、障害者の福祉を図るために創設されたものでございます。

現在、在宅の重度障害者に対し年額6千円。重複障害者、いわゆる身体障害と知的障害、両方の障害をお持ちの方に対しては、年額36千円を支給しているものでございます。

今回、一律的な現金支給ではなく、より効果的な障害者福祉サービスに対する支援に変更するためにこの案を提出するものでございます。

施行月日については、20年の4月1日からといたすものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま説明いただきました件で質問したいと思いますのですが、まず先ほど御説明ありましたように、在宅重度で6千円、重複障害の方で36千円ということですが、対象者が何人いらっしゃるのか、まずお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えいたします。

在宅の身体障害者、これは障害者手帳の1級、2級をお持ちの方ですが、この方が592名、居宅の療育手帳、知的の重度な方でございますが、この方々が51名、両方の障害を重複してお持ちの方が10名でございます。合わせて653名ということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの説明では、現金支給ではなく、ほかの面のサービスで対応するということが、障害者の人たちというのは、いろんな状況はあると思いますが、恐らくこれに該当される方たちは、自分で収入の道を特別得るという手段がない方がほとんどだと思いますね。ですから、そういう皆さん方が、私は6千円とか36千円、これでもう満足だと思いませんが、それにしても、これだけの現金をいただけるということはやっぱり大きな、この人たちにと

っては大事なものだだったと思うんですね。それが、現金支給でなく、ほかの面のサービスでということですが、じゃあほかの面のサービスというのがどういうのであって、それが本当に満足に受けられるような体制がとられるのかどうかということが心配ですが、そのサービスというのはどういう程度のものなんでしょうか。本当はここで、そういうのもお示しいただきたかったんですけど。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、当然この制度、この条例を廃止するに当たっては、関係団体の方とお話をしております。その中で、一番何が必要か、何が欲しいかというふうなお話をしております。一番おっしゃられるのは、移動支援でございます。移動に対する支援をしてくれということで、現在、移動支援では福祉タクシーのチケットの交付をしておりますが、現在500円の券を12枚、金額で申しますと6千円でございます。この部分を、500円券の24枚ということで12千円、6千円の増額を検討しております。当初予算ということで上げさせていただいております。

そのほかには、具体的に、直接この対象者にならない方もいらっしゃいますが、例えば具体的に申し上げますと、昨年度4月からすこやか教室の通所者の方の入所の負担金については、半額を助成しておりますし、それから、障害者の地域支援センター的ないわゆる小規模作業所、これについては国県の補助がなくなりました。これについてはうちが単独で、施設名としては、いっぽいっぽさん、あるいはひまわり作業所の助成というのは、そのまま市の単独事業で残すということでやっております。

そのほか、全般的にはいろいろな面にわたるわけでございますが、総合的に申し上げまして、障害者施策、いわゆる費目的には障害者福祉費と障害者支援費というのがございます。この中で、平成18年度から平成20年度予算比較をいたしますと、ここの中に45,300千円程度の増額をしてきているということでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今いろいろ御説明いただきましたが、例えば福祉タクシーの問題にしても、私はこれだけでは十分でないと思いますが、これももともとは年金もらっているときにもあったし、県なんか福祉タクシーの予算を削ったというやっぱり大きな問題もあることはわかりますよね。しかし、やっぱり本当に障害を持つ人たちが健常の方と一緒に生活できる、その体制をとるのが当然のことですから、障害者だからといって動けないからと、いつも家に閉

じこもるといことは許されるもんじゃありませんし、そういう面からいきますと、極端に言えば、タクシー券一つとっても、県や国の制度が後退する中でこうせざるを得なくなったというのが私本質だと思うんですよね。特に県のやり方許せませんよね。無駄なお金どんどん使いながら、こういうところには削っていくというようなね。

こういうことを考えますと、本当にじゃあ障害者の人たちが福祉サービスという形をとっていき、今いろんな御説明ありましたが、それで安心して生活していけるのかということですが、そういう面では、じゃあ具体的にこういうことと、こういうことと、こういうことはやりますよという、一目見てわかるようなサービスの内容というんですか、そういうのが示したものの、何かありますか。私が勉強不足で見ていないのかもわかりませんが。

例えば、自治体によっては、医療の場合はどういう形をとればできるだとか、手続をすればとれるとか、いろんな問題がありますね。例えば、有料道路行くときは料金が要るとか、それから飛行機に乗るとき、電車に乗るときといろいろありますが、そういうのに対しても、恐らくしていただくと思うんですが、そういうのをやっぱり具体的にわかりやすいように示していただく。これは当事者だけでなく、一般市民だってわかるようなそういうのがやっぱり私は必要だし、十分に利用できるようなことをしていかないと、サービスの後退になると思うんですよね。福祉サービス、言葉はいいわけですが、そういうことになっちゃいけないわけですよ。

今までは、当然年金をやっていってもそういうのができた時代もあったわけですよ。それをカットしてしまうわけですからね。言葉先はいいですよ、お金よりサービスでやりますよと、言葉じりはいいと思いますが、実質的にはそういう国県の財政的なし寄せ、制度の後退の中から出てくると思うんですが、その点については、これまでと同じ、またはそれ以上のサービスができるとお考えなのか、お答えください、

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、こういうふうな制度、いろいろな優遇制度があるのをどうやってお知らせしているかということについてお答えをしたいと思います。まず、障害者の手帳をとられますと、手帳交付のときにうちの窓口にお見えになります。そのとき、これは県がつくっているものですが、障害者のハンドブックというのがございます。この中にいろいろな制度がございまして、税制の優遇措置、あるいはほかのサービス、公共料金といいますが、テレビ関係の割引とかいろいろな問題ありますが、それを大体この冊子を見ながら30分程度、お1人に説明をさせていただいております。

それから、その後、実際障害をお持ちの方の相談員さんのところに行ってくださいまし

て、具体的な対策はいろいろこういうことがありますよということの説明をしていただきます。あわせて、1時間ぐらいの交付時点での説明をさせていただいております。それですべてと、そのときすべてわかるということではございませんので、その都度いろいろな会、それぞれの組織をお持ちでございますので、その中で変更点等については御説明をさせていただいているという状況でございます。

それから、具体的にどこがどうよくなったかというのは、非常に、目に見えてというのは先ほど申しあげましたようなタクシー券等しかございませんが、確かにその辺の、それで本当に生活ができるかということ、大変難しい問題だと思います。ただ、私たちもできる限り、先ほど申しあげましたように予算等の配慮をしながら、増額になってきているということは御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

もういろいろは言いませんが、制度的な充実というのは当然のことですよ。よくなってきていると思いますとおっしゃいました。それは当然のことなんです。しかし一方で、今まで制度としてあった年金が削られてくる。例えば、タクシー一つ例にとってみても、やっぱり不十分な分は、お金を出して動かなくてはいけないというような問題もありますが、私はやっぱり、こういうのこそ、さらに制度の充実はもちろんですが、年金を削るのではなくて、もっと障害者の人たちが安心して生活できるような体制をとっていくということ、このことが大事だと思うんです。でも、明らかに今の制度の改悪——改悪といいますよね、なくなるわけですから。改悪というのは、これまでの国県のいろんな悪政の中から起きてきたことでありますから、鹿島市だけの責任ではないかもわかりませんが、やはり今、鹿島市民の皆さんにとって大事なものは、こういう障害者の皆さんとか高齢者の人たちが、この鹿島の中でどれだけ安心して生活ができるかということを、私はイのーに取り組んでいくことが大きな課題だと思います。そういう面からいきますと、今回の問題については、いろんなサービスの制度的なのが充実した、これはもう十分だと私は言えないと思いますが、充実したとはいえども、わずかな年金を削っていくという、こういうのは私はどうしても納得いかない問題だと思います。これからの大きな課題だと思います。特に障害者の皆さんたちには、障害者自立支援法ですか、ああいうのができた後、本当に全国の障害者の人たちが逆になってきたと。制度ができたことで、より自分たちが豊かになると思っていたらそうじゃなかったということで、今いろんな問題も起きているわけですが、そういう中からいろんな問題も今出てきておりますので、よりこれから、障害者の人を含めて、弱者の人たちが安心できるような市政運営をお願いして、私は討論には立ちませんが、これには納得いかないという態度

を表明したいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第14号 鹿島市重度心身障害者福祉年金支給条例を廃止する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第15号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4. 議案第15号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

議案第15号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の16、17ページをお開きください。

地方自治法第203条第5項で、「報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」となっており、今回、新たに鹿島市要保護者等対策地域協議会を設置することとなりましたもので、同条例の別表第1に、要保護者等対策地域協議会委員を加えるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま説明いただきましたが、申しわけありませんが、私はこのこと自体の本質と申しますか、普通は新しい何か出たときは、全協とかいろいろ説明があっていると思いますが、

前もってお尋ねをしておくべきだったかも知れませんが、要保護者等対策地域協議会というのがどういうものなのかということをもっと御説明をいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

この件については、福祉の関連の部分でございますので、私のほうからお答えをいたしたいと思います。

確かに全協等では御説明をしておりますが、委員協議会の中では簡単に御説明をしたかと思えます。要保護者等ということで、非常にわかりづらい言葉になっておりますが、簡単に申し上げますと、虐待の関係の対策協議会ということで御理解をいただきたいと思えます。

いろいろな虐待ございますが、まず児童の部分。最近は虐待という言葉は余り使いませんので、要保護児童というふうな使い方をします。要保護児童ということで進めさせていただきますが、要保護児童、それから高齢者の虐待、それからドメスティックバイオレンス、いわゆるDVですね。夫婦間あるいは恋人間での暴力、このような被害者に対して、関係機関・団体が相互に集まりまして、予防あるいは早期発見、それから被害者の保護、その後自立に向けた対策をしていくということの組織を新たに立ち上げるものでございます。

今までも、個々にはそれぞれの部門でやっておりましたが、それを、関連をいたしますので総合的に実施をしたいということで、市だけではございませんで、関係する県の機関、例えば児童相談所でありますとか、個人相談所、それからDVの総合センター、それから警察署とか消防署、それに学校現場、保育所、幼稚園、それから老人の施設、それに関係します関係団体の方を含めまして、今予定をしておりますところでは総勢26名ぐらいで協議会を設置していきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ここでこの内容で協議するところじゃないと思えますが、ごめんなさい。

それじゃ、今いろんなことを言われましたが、今の段階では、今まで問題あったのは県とか警察とかいろんなところということですが、例えば、私自身もいろんな経験ありますが、例えば、御夫婦間のトラブルの場合に保護するといいますが、そのときに、とっさの保護場所というんですか、逃げ込み場所というんですか、そういうものは鹿島市自体にはないわけですよ。だから、子供を含めて全てでしようが、こういうことを具体的に取組めば、鹿島市自体にでもそういうやっぱり対応できる場所、施設というのがあったほうが非常に取り

組みやすいというのがあるんですね。極端、県でもどうにもならんで、私も遠くまである女性をとというようなことは何度もありますが、そういうところまで今後考えられていくのかどうかですね。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、緊急性があるような避難を必要とするような方というのは、まず通常、年間お1人出るか出ないかぐらいだと思います。子供さんの場合は児童相談所、それから女性の方の場合は婦人相談所のほうに連絡するようになります。

こういう方の相談というのが、それぞれ年間数件——数件といっても、一桁でも少ないほうの数件、二、三件ということで御理解いただきたいと思いますが、そういうことから勘案いたしまして、現時点で鹿島にそういうふうな施設をつくるということまでは考えておりません。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第15号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5. 議案第16号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案第16号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書は19ページから26ページ、それから議案の説明資料が2ページから17ページというふうになっております。

説明書のほうをごらんいただきたいと思います。そこの17ページをお開き願いたいと思います。

今回の改正の内容の要点でございますけれども、3点ほどございます。

まず、第1点目は、後期高齢者医療制度が本年の4月から施行されます。このことに伴いまして、国民健康保険などの各医療保険者には、この後期高齢者医療保険に対し、支援金等の納付義務が課されております。このために、現行の国民健康保険税の税額構成は、医療分と介護分の2本立てということになっておりますけれども、ことし4月からの税額構成は、この医療分、介護分に加えまして、後期高齢者支援金等分を加えた3本立てに改正をされることになっております。

これに関する関係条項は、説明資料の2ページ、新旧対照表の第2条第1項第3項、3ページの第4条、第4条の2、第4条の3、9ページの第19条第1項第1号ウ及びエ、同じく10ページの第2号のウ及びエ、同じく3号のウとエでございます。

もう一度、説明資料の17ページをごらんいただきたいと思います。

2点目は、税額構成に後期高齢者支援金等分が加わったことによりまして、この分の税率を現行の医療分の税率を分割する形で定めております。したがって、改正後の医療分、後期高齢者支援金等分の合計税率は、現行の医療分の税率と変わりありません。

また、7割、5割、2割の軽減額についても同様の改正を行っております。

なお、介護分の税率、軽減額は、現行のままで改正はありません。条項数の変更のみでございます。

これに係る関係条項は、説明資料の2ページの第3条から3ページの第5条の3までと、9ページの第19条から10ページの第19条第3項までの各条項及び15ページ末尾の附則第3項による改正、鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成19年条例第9号）の一部改正の16ページの4項、平成20年度分における国民健康保険税の課税の特例の部分でございます。

3点目は、これまで国民健康保険税の徴収方法は普通徴収に限られておりましたけれども、20年度からは国保の被保険者が65歳以上の被保険者のみで構成される世帯の徴収方法は、原則、公的年金からの特別徴収の方法で行うことになっております。

この特別徴収に関する関係条項は、説明資料4ページ冒頭の第7条と、同じ4ページの中ほどの第10条から6ページの17条までの各条項及び16ページの附則第4項による改正、鹿島

市税条例の臨時特例に関する条例の一部改正部分でございます。

このほか、今回の改正では、条項の追加等によって条項数を改めております。また、条項数を改めたことに伴いまして、説明資料の12ページから15ページの附則の2項、3項、4項、7項、9項、12項、14項、16項分につきましては、条文の中の条項数を改めております。

なお、この一部改正の条例は平成20年4月1日から施行するというようにしております。

以上で説明を終わりますけれども、よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

非常に御丁寧に御説明いただきましたが、なかなか理解しにくい分もあります。まずお尋ねしますが、国民健康保険税については、昨年の3月、赤字解消ということで値上げがありましたね。当初単年度で29.数%の値上げということでしたが、協議の中で21年まで、3年間で21年に上げるということですかね、そして、結局特例を設けて19年度、20年、21年ということでありましたが、まずお尋ねをしますが、赤字を解消するという目的ですが、19年度で果たして国民健康保険税の会計の財政の動向はどうなったのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

昨年の3月に保険税条例の税率改定を行いました。その折にも説明をいたしましたけれども、先ほど議員がおっしゃるように、税率の改定は19、20、21年度で漸次税率をアップさせていただくということにしております。その関係で、19年度は赤字ということになっております。

現在の補正予算の中でも御説明を申し上げますけれども、予算の中で、19年度の単年度の赤字の見込みは約93,000千円程度になっているというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ここでもう一遍整理して説明しますが、3カ年の税率アップ、3カ年でというふうなことで、私たち3カ年すればこうなりますという示し方をしております。そういう中で、平成18年度末までの累積赤字はとにかくこっち置いておきましょうと。それまでは、税率アップをしていただく前までは、もう単年度で赤字が生じている状況だったんですと。だから、この単年度、累積赤字はこっち置いて、単年度の収支をプラマイゼロぐらいに持っていくための今度の値上げなんです。これが21年度末で大体単年度の収支のバランスがとれてくる

と。これで収支のバランスがとれますよと、こういう構造になっております。18年度までの累積赤字については別個検討しますと、こういうことを言っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

昨年3月増税をするとき、そのときは後期高齢者医療制度という動きはありましたが、こういう形が出てくるというのは、見込まれてこういう形をとったんですかね。私はそのときの状況は、単純に国保税のみということ、国保と介護もあります、ということだったんですが、その辺はどうなんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

そのときも御説明をしたと思いますけれども、後期高齢者医療制度の導入に伴って、その支援金というのが国保会計のほうにかぶってくるということを申し上げておったと思います。その関係で税率の改定が必ず必要になるということと、それから税率全体も応能応益割のバランスがひょっとしたら崩れる可能性もあると。それは75歳以上の方が後期高齢者にすべて移行なさるから、その人たちの所得の状況次第ではそういうこともあり得るということも想定をしておりました。そういうことで説明を申し上げておったわけです。それで、今回の後期高齢者の分も大体その想定の中に入れておりました。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

税率移管はどうであろうとも、今度の制度は、大きな変化というのは、国保税を前期高齢者の皆さんからは年金から引くということが——年金から引かれるんでしょう、前期高齢者。そういうのが大きく変わってくると思うんですが、私はこの年金から引かれるということについて、非常に疑問があるわけ、疑問というよりも物申したいわけですがね。結局、今の年金で生活をされている人たち、年金も削られたりでふえることはないわけですが、それでなくても生活がやっとされているときに、そりゃ当然国保税というのは払わなくてははいけないわけですが、例えば、今月はどうしても払えないというときは、後に回して何とか都合をつけてから払おうかというようなことができたわけですが、これから年金から直接引かれるということになれば、結局その分少なくなるわけですから、常時の生活に大きな影響が出てくるわけですね。こういうことになりますと、今でも生活をしていくに大変な中で、ど

うしてもお金が要るときに、いざ借金をしようとしても今簡単に貸すところはないと。銀行だってそうそうは貸してくれないと。そういうことになりますと、やっぱりつつい借りやすい街角の自動借入機のところに行ってお金を借りるというような状況も出てくるわけですが、ますます市民の生活の落ち込みが私は深刻になるんじゃないかという心配をしているんですよね。もうそういう状況なわけで、私はこの年金から引くということについてはどうしても納得いかないわけですが、その点についてはどう受けとめられているのかお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

今回の国民健康保険税の年金からの特別徴収の対象者というのは、65歳以上74歳まで。こういう方たちのみで、国保の被保険者が構成されている世帯、この方たちが特別徴収の対象になります。ただし、年間180千円未満の年金受給者は特別徴収の対象になりませんし、それから、特別徴収になるのが国保、それから後期高齢者の保険料、介護保険料となります。この3つの組み合わせで2つになるわけですが、その合計額が年金の2分の1を超える場合、特別徴収額を超える場合は、これは特別徴収の対象になりません。その例外はありません。

いずれにしましても、こういうふうにして年金からこの保険税なり保険料なりが徴収をされるということになります。これは国の制度でそういうふうになるわけですが、そういうことをきちっと、今後はそういうふうになるということを承知をされた上で生活設計を立てていただくというのが一番よろしかろうというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今御説明いただきましたが、それでは、その前期高齢者、つまり65歳から74歳の人で、特別徴収の対象者が何名いらっしゃいますか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

19年の1月末（235ページで訂正）のデータですけれども、約600世帯ほどというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

いろんな条件はあったにしても、600世帯、結構な世帯だと思いますが、年金から引くということになりますと、直接だから滞納はないだろうという安易な考えも出てくると思いますが、今、高齢者の方で年金担保にお金を借りている人いっぱいいらっしゃるんですね。もう私もいろんな方の相談をさせてもらいますが、みずからの生活費だって不十分になるくらいの借り入れをされている人、毎月払わんといかんわけですからね。そういう人というのはいっぱいするのは事実ですよ。そういうことになると、例えば、わずかであっても保険税が引き落とせないというようなことだって生まれてくると思いますし、もちろん、税金が払えないということになりますと、資格証明書などの発行が控えていると。もちろん、今回は75歳以上の方たちもそういう対応がされるということですが、こういうことになると、本当に命と健康を脅かすといつて大げさでないくらいの事態が私は生まれかねないと思うんですが、そういうところは、私は年金から取るから絶対取れるというそういうことじゃなくて、その背景にはこういう事態が今多くある。もう一度繰り返します。年金担保でお金を借りられている人いっぱいあるわけですから、だから、取れないということあると思うんですよ。だから、私は後期高齢者だって資格証明書発行せんといかんということになります。私はこういう問題があるわけですから、これを機会に、何かぐらひは一つ市民のためになろうやということで、資格証明書の発行をやめるというようなことを私は考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

済みません。ちょっとお答えする前に、先ほど19年の1月データということで申しましたけれども、20年1月末のデータですので訂正をお願いします。

それから、資格証の交付をせんごつというふうなことですけれども、これまでも御説明を申し上げてきましたけれども、長期滞納者について資格者証の交付をやっておるわけです。ただ、この資格者証の交付については、長期滞納者であっても、税務課のほうで年間の中には数度納税相談あたりもしているわけですね。それから、徴収員さんがそれぞれの滞納者のところに出向きながら徴収のお願いもやっているわけですね。そういうことをしながら、納付の協力をお願いしているわけですが、どうしても納税相談とか、そういう場にも出てきてもらえないということですね。そういう場合、この資格者証の発行をやっていただいております。実態はそうですね。

それから、そういう資格者証を発行するというのは、何も医療機関にかかるのをとめてい

るということじゃございませんで、そういうことで、滞納者と接触をする機会をできるだけ設けたいと。そこで、いろいろなお話ができるというふうに思っているんですね。そういう機会をできるだけつくるといこともございます。

それから、資格者証発行になる前に、短期の1カ月なり、2ヶ月、6カ月の保険証交付をやっておりますので、そこら辺で納税の協力をさせていただくというような手続もありますので、そういうことも考え合わせれば、今後とも資格者証はどうしても発行が必要だろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

現状をしっかりとらえていただきたいと思いますが、今のお答えの中で、医療機関にかかるとのをとめられるのであるということではないということね。確かにそうですよね。かかれるでしょう。かかれるけど、かかった場合は丸々医療費を払わんといかんわけでしょう、そこでですね。いつかも私はここで申し上げましたね。そのことが病院にかかる人たちだけでなく、病院自体も非常に困っていらっしゃるんですね。私もある医療機関の人と話しましたが、やっぱり短期だとか資格証明書を持ってこられて、お金が入らんとわかっておっても、診療せんとは言えんと、断れんと。じゃあ、かかって、この次持ってきますとか、全部終わってから持ってきますとか言われるんだけど、ほとんど入らないと言っていいですと。しかし、それわかっておって、あなた払わんでしょと言えんと。治療はせんといかんと。そのことで、うちには全くお金は入らないんですよと、そういうのが結構あるんですよとおっしゃった医療機関あります。だから、これはいろんなところに問題が起きているんですね。

だから、それ医療機関もそうですが、やっぱりかかる人たちの健康と命の問題ですので、これは今後またここで、あなたと論議をしてもしょうがないことですので終わりにしたいと思いますが、最後にしますが、国保税を21年度で27.9%までということで、来年度で、ここにもありますが、所得割が13.2%ですか、それから平等割が43,900円、均等割が29,800円という形ですが、後期高齢者医療制度との、具体的に後期高齢者はまだ私はこれはやめさせなくてはいけないという気持ちを持っていますが、例えば導入されたとして、後期高齢者医療制度からの影響というのを国保財政に大きく出てくると思います。プラスに出るかマイナスに出るか、これはわかりませんが、そういう場合には、来年度は、当初、昨年決めたとおりで取り組んでいかれるのかどうか、税率その他ですね。これは後期高齢者医療制度の問題が実際に進んだとして、その動向によって、とりあえずは21年までは変えないというのかどうか、その辺についてお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

答弁求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

昨年の税率改定は21年までに収支を均衡させるという案でございました。今のところそういうふうに進んでいると考えておりますけれども、この間、先ほど議員がおっしゃるように、後期高齢者医療制度で75歳以上の方が全部移られると、そういう大きな変化がある。

もう1つの大きな変化があるのが、退職者医療分が、従来は退職されて60歳から大体74歳、老人医療に移る前は、これ退職者医療制度があったんですよ。これが20年度からは60歳から64歳までになって、あと65歳以降74歳までは、これ一般被保険者に移ってきたんですね。そこで財源構成が非常に大きく変わってきます。これ予算の中でも説明をしますけれども、そういうこととか、あと保険税が、後期高齢者医療制度ができたことによって、今までなかったような減免制度が導入をされようとしております。まだ、これははっきりしておらんわけですけども。そこら辺で恐らく保険税の税収自体にも相当大きな影響があってきます。大丈夫だろうという今の見通しなんですけれども、そこら辺の不確定要素が若干あるということを申し上げておきます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前11時5分 休憩

午前11時6分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

済みません、お答えしたとおりです。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、私は反対をし

たいと思います。と申しますのは、4月から後期高齢者医療制度が導入されることになっておりますが、これまでいろんな論議の中で、特に一般質問なんかでもそうですが、後期高齢者医療制度そのものの制度自体がまだ不十分な面がいっぱいあるということがわかったと思います。いろんな質問しましたが、まだわかりませんか、そういう答弁も出たんですよね。そして、もろ私たちが知るいろんな制度を見ますと、本当に後期高齢者と言われる人たちが安心して老後を暮らしていけるという保証がなかなかないというような中、そして、その制度自体がまだはっきりされていないというような中で導入をするということ自体、私は許せないと思います。そして、そういう背景があるにもかかわらず、こういうふうにして高齢者医療制度にかかわる保険料というんですか、そういうのを徴収するというような、そういう案が出されているわけですね。それともう1点は、前期高齢者といいますか、先ほど論議をいたしました、65歳から74歳までの人たちも、いろんな条件はあるにしても、ここでもう600名ぐらいとおっしゃいましたが、その人たちが年金から特別徴収をされるというようなそういう制度、本当にこれはいろんな問題をこれから引き起こす大きな要員になってくると思います。そういうことからしまして、私は今回の条例案に対しては反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時20分から再開します。

午前11時9分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第6 議案第17号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6. 議案第17号 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正す

る条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

議案第17号の説明をいたします。

議案書の27ページ、それから議案の説明資料の18ページをお開きください。

議案第17号 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。

今回の提案理由につきましては、乳幼児の医療費の全額助成に伴い、条文を整備する必要があるため、今回提案をするものでございます。

説明資料の18ページのほうをごらんいただきたいと思います。

この正誤表の中で書いておりますとおり、現在、旧のほうですね、第4条中第5項の中で、当該一部負担金の2分の1に相当する額を助成するものとしておりましたが、今回、当該一部負担金から当該乳幼児1人につき毎月500円の自己負担金を控除した額を助成すると改正をするものでございます。

簡単に申し上げますと、18年度8月から乳幼児、ここの中の第2号という助成対象者につきましては、3歳以上就学前の分でございますが、市の単独事業で実施をしている分でございます。この2分の1の助成を、毎月500円の負担はございますが、全額助成ということで改正をするものでございます。

御審議のほどをよろしく願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの御説明に対して質問したいと思いますが、長い道のりでしたが、6歳までが無料になるということで非常に感激はいたしておりますが、お尋ねをしますが、せっかく無料になりましたので、病院にかかったときにその場で無料だという実感が受けられるようお願いをしたいと思います。その辺についての御説明をお願いします、窓口無料。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

御説明をしたいと思います。

多分今の御質問は、3歳未満でやっておられる、窓口で3歳未満の方は300円をお支払いいただければ後の手続は不要、いわゆる現物給付という方式でできないかということの御質問だろうと思います。

この件につきましては、3歳未満でできているというのは県内統一をした制度でございまして、県どこの病院であっても同じ制度を利用できるということで、その制度が使われてお

ります。

現在、うちのほうを含めまして、単独で助成をしているところについては、すべて償還払い——償還払いといいますのは、一応1回は現金で全額お払いいただいて、そして申請をしていただいて、今回でありますと500円の差し引きをした残りの額を保護者の方の口座にお支払いをするという制度でございます。

ただ、ここが、確かにそれぞれの保護者の方からすれば、その制度が非常に便利であるということもございます。ただ、先ほど申し上げますように、例えば、鹿島の方が佐賀医大にかかったとします。その場合、鹿島の場合は500円差し引きの全額払い、佐賀はまだその制度はありません。それから、よその市の場合はどうだということで、非常に病院の中で煩雑になります。そういうことがございまして、現時点では現物給付の方式はとれないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

周りとの関係でいろいろ問題あるということですが、ぜひその辺は周りとの協議を進めながら改良してもらいたいと思いますが、じゃあ3歳までは、今までのように現物給付だと理解してようございますでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

3歳未満につきましては、先ほど御説明いたしましたように、これは県の助成制度でございまして、県内統一した制度でございますので、そのように御理解をいただきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次に移りますが、最後のところに、一部負担金から当該乳幼児1人につき毎月500円の自己負担金をということですが、1人につき1カ月に500円はやらんといかん、無料だけということですが、今まで各病院で300円だったと思いますが、先ほどの、じゃあほかの、例えば市外の病院に行った場合もそれで通るわけでしょうかね。今一月だから、どこに幾らかかっても500円でしょうけど、その辺どうでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをしたいと思います。

私の説明が少し悪くて混乱をしておられるかもしれませんので、明解に、わかるように御説明したいと思います。3歳未満の場合は県の制度でございまして、一医療機関で300円、例えば、ここでAという小児科医にかかられて、そこで300円、歯医者にもかかられたら、そこで300円払われたらそれで終了でございます。

ただし、今回うちが提案をしております市の単独分につきましては、3歳以上就学前までということでございますが、これはいろいろな病院にかかられると思います、調剤薬局の分まで入りますが、総額の中から、その子供さんお1人500円の負担でよろしいということで、500円を差し引いた残りの額について助成をするという制度でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今のは理解できましたが、じゃあ3歳未満の人は1医療機関300円は今までどおり払わんといかんということですかね。前の説明ではそのようには理解——前の説明というのは委員会のときはですね。だからと思っておりましたが、だとすれば、せつくなわけで、例えば3歳未満の人たちに500円で済むように、例えば市が県の制度に上乘せをしたとして、大体財源がどれくらいあったらできるんですかね。そこまで考えてもらっていますか。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

それについては想定をしておりませんというか考えておりません。これはあくまでも県の制度でございまして、その上乘せというのは考えておりません。

ただ、私たちが考えるのは、3歳未満は県の制度にのっかかって、県が2分の1、市が2分の1の助成をします。3歳以上も、できれば県が2分の1を助成していただいて、私たちが2分の1でいいような形に制度改正をしてくれというふうな要望はしております。当然、そういうことから、3歳未満については県の制度が今あると。例えば、1医療機関であれば300円でいいわけでございますので、その分については現時点では検討をいたしておりません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ぜひ検討をしてみてください。

じゃあ最後にしますが、市長にお尋ねをしたいと思います。

やっとここまでたどり着きましたが、制度はどんどん、そこで終わりだということではないと思います。

実は私、つい数日前街頭でこの問題をお話ししておりましたら、ちょうど小さい子供を三、四人連れて私の横に若い女性の方がいらっしゃいました。私は、「やっとなりましたよ」と言うたが、「うちんには小学校卒業するまでですよ」って言いんさった。中学校に入るまでですよということを言われたんですね。この方は、鹿島から名古屋にお嫁に行かれていた方で、だから、さほど感激もされませんでした。ここまで来たから終わりだとは思いません。より少子化対策も含めて、子供を持つお母さんたちが、また子供たちの健康のためにも、さらに制度を進めるということも私は考えていただきたいと思いますが、市長いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

さらにということは考えませんとは言えませんが、現状、今まで、先ほど松尾議員のほうからも言われましたように、ようやくここまでたどり着いた、それはもう松尾議員初め多くの議員が今までの質問の中でも取り上げていただいて、市民の要望だということで、私もここまで来れたからよかったなというふうに思っています。

ただ、やはり市政全体、財政状況を見ますと、税収はなかなか上がらない、それから、特に国からの交付税がもう10億円も減っている、こういう中で、何とかこういう部分ほど、重点的に配分をするということでもありますので、それはもう際限もないことだというふうなとらえ方もありましようが、少しずつでもこれは前進をするようにしなければいけません、まあきょうのところはこれで何とかよかったというふうに思っていたきたいと思います。今後も、方向としてはおっしゃるとおりだというふうな理解ということで、とどめ置きさせていただきます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されました案件について、あえて賛成討論をさせていただきたいと思います。

いや、もう本当、もう胸がいっぱいです。振り返ってみますと、もう40年近く前になりますが、私が初めて壇上に立った第一声が「ゼロ歳児の医療費を無料にします」という言葉だったと思います。当時は福祉の問題、特に子供や高齢者の問題、なかなか議会で理解をして

いただけませんでした。だから、私が壇上に立つと、いつもすごいやじが飛びました。「我が子ば育てえんで、そがんことばかり言わるんな」て、そういうことも私は言われてきました。しかし、多くのお母さんたち、市民の方、この要求が非常に強いということを私は受けとめておりましたので、どういう言葉にも負けちゃいけないと。今は少々のことでも黙っときんしゃいと言いますが、当時は私には言えませんでした。ただ、お母さんたちの気持ちを壇上で皆さんに訴えるだけのときが何年もありました。そして、そういう私の発言だけでなく、地域では、お母さん方と一緒に署名を集め、県に行ったり、厚生省に行ったりしながら、乳幼児医療費、まずゼロ歳児をただにしようという運動の取り組みを進めました。幸い1期目のとき、ゼロ歳児の医療費が無料になりました。ところが、2期、3期と私が落選をした間に、それはなくなりました。言う人がいなくなるとこういうことだなど。次は何としても頑張らばいかんという気持ちで私も頑張ってきたわけですが、当時は乳幼児医療の無料をという請願書が出て、委員会の中では審議すらされないというようなこともありました。しかし、時代の流れ、多くの皆さんの声を議員の方にも受けとめていただいて、請願書の審議もされ、またあるときは採択もされるというようなこともありました。

私は、この間、本当に県や厚生労働省に何度県内のお母さんたち、またうちの共産党の議員と一緒に足を運んだかわかりません。非常に国も向き合ってくれませんでした。そして、この議会の中でも再三取り上げてきましたけれども、理屈はわかってでもできないというような状況、そのうち財政も悪化をしまして、なかなか追いつかない状況が続いてきたと思います。そういう中で、県内でもあちらこちらで、少しずつではありますが無料化の制度が進んできました。

私たちは、もう五、六年前になるとと思いますが、県内の皆さんたちにこの運動をやろうと鹿島から呼びかけて取り組みをやったんですが、ほかのところが進んで鹿島が進まないの何しよんねと言われたこともあります。しかし、本当に多くの、これまでのお母さんたちが頑張ってきたその成果が、また議会の議員の方たちの理解をいただくような体制がとれたこと、執行部としてもそれを認めていただいたこと、この財政困難な中でどうなるかと心配をいたしました。本当にやっところまで来たという気持ちでいっぱいです。まだまだ残された問題はありますが、私は、先ほど市長のお答えもいただきましたが、あの市長の言葉が現実的に、もういっちょ進めばいかんっておっしゃるまでこの制度を確立させるために頑張っていきたいと思ひますし、議員の皆さんの御協力もお願いしたいと思ひます。

私は、この制度にはもろ手を挙げ上げて賛成をしたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 鹿島市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第18号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7. 議案第18号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例及び鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

議案第18号の説明を申し上げます。

議案書の29ページ、議案説明資料の19ページをごらんいただきたいと思います。

議案第18号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例及び鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の提案理由でございますが、健康保険法等の一部改正に伴い、条文等を整備する必要があるため、提案をいたすものでございます。

説明資料の19ページのほうをごらんいただきたいと思います。

今回、うちの条例では2つに分かれます。

まず、鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正でございますが、この中の第4条第2項第2号中の旧でいいます「老人保健法」という部分を、「高齢者の医療の確保に関する法律の後期高齢者医療制度」に改正をいたすものでございます。

続きまして、もう1つの条例でございます鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正でございますが、第2条中第5号、次のページになりますが、5号のキのところ「高齢者の医療の確保に関する法律」という部分を追加するものでございます。

同条第6号中の「家族訪問看護療養費及び高額療養費」の部分を「家族訪問看護療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費」、新たな文言が発生をいたしましたので、そのように改正をいたすものでございます。

旧でいいます第7号については、削除でございます。

それから、第7号につきましては、号ずれで1号上げまして、その中の「又は老人保健法による医療の給付」の部分を削除するものでございます。

同じく、第4条、それから第9条中の「又は老人保健法による医療の給付」の部分を同様に削除いたすものでございます。

具体的な事業の内容といたしましては、文言の変更だけでございまして、事業等の変更はございません。

以上、審議方よろしくお願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案された件につきましては、条文の整備ということですが、私はまだ後期高齢者医療制度の問題については認めることができずにあります。ですから、この問題についても反対をしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例及び鹿島市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第19号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第8. 議案第19号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案第19号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法の改正等に伴いまして、条文の整備をする必要がありますので、改正をお願いいたしますのでございます。

議案書は31ページ、32ページでございます。それから、議案の説明資料の21ページが本議案の関係分というふうになっております。

それでは、説明資料のほうで御説明を申し上げます。

まず、第6条第2項中に「又は例による場合を含む。）、公共企業体職員等共催組合法（昭和31年法律第134号）」とあるのを「又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）」に改めております。

次に、第7条に第2項を追加いたしております。

また、第8条第1項の本文の冒頭の部分で、「市は」とありますけれども、その次に「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって」という部分を加えております。

なお、この一部改正の条例は、平成20年4月1日から施行をいたすことといたしております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

ただいま条文を説明されましたけど、その内容的にどうなのかというのをもう少し平たく説明をしていただかんと、字面の比べごろじゃわかりにくいです。そういった意味で、内容的にどういうものがどういうふうになるんだと平たく説明をしてください。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

それでは、説明資料の21ページをお開き願いたいと思います。

改めて説明をいたします。

第6条の2項の部分でございますけれども、この中で、現行公共企業体職員等共催組合法の昭和31年法律第134号という部分があります。その部分、前の部分から若干変わっておりますけれども、主には、この法律が現在廃止をされております。その関係でこれを削除するというのが1つです。

それから、第7条の2項の追加部分でございますけれども、これは国民健康保険の被保険者の方が亡くなられたときは25千円の葬祭費の支給をやっておりますが、この御家族等で国保以外の医療保険、これに加入をされておって、その死亡に起因して同様の趣旨の金品が交

付される場合は、25千円というのは国保のほうから支給しませんというのが2項の趣旨でございます。

それから、第8条の部分ですけれども、これは20年の4月から医療保険法が改正をされました。その関係で、そういう中で、各医療保険者に特定健診、それとあと指導が一部入ってきますけれども、そういうものが義務づけをされております。その関係で、ここにその特定健診に係る事項を挿入させていただいたということでございます。よろしいでしょうか。

(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋爪 敏君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋爪 敏君)

討論を終わります。

採決します。議案第19号 鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(橋爪 敏君)

起立全員であります。よって、議案第19号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第20号

○議長(橋爪 敏君)

次に、日程第9 議案第20号 鹿島市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長(岩田輝寛君)

議案第20号 鹿島市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

今回の改正は、老人保健法の改正に伴いまして、条文の整備をさせていただくということで審議をお願いいたしております。

議案書の33ページと34ページ、それから説明資料の22ページが本議案の関係分というふうになっております。

説明資料の22ページで説明をさせていただきます。そちらのほうをごらんいただきたいと

思います。

第2条の部分でございますけれども、第2条の部分に「老人保健医療費拠出金」というふうにあります。現行の老人保健法では、各医療保険者がこの老人保健の医療費の拠出金をするようになっております。これが改正をされまして、来年の4月からは高齢者の医療の確保に関する法律ということに改まってまいります。その中では、後期高齢者医療制度が始まることに伴いまして、後期高齢者支援金等というのを各医療保険者が拠出をするという形に変わってまいります。その関係で、今回条例の改正をお願いしているということでございます。

施行日は、20年の4月1日からというふうにいたしております。

よろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第20号 鹿島市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第20号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明12日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午前11時52分 散会